

## 平成29年度行政事業レビューシート( 厚生労働省 )

事業名	労災保険給付に必要な経費			担当部局庁	労働基準局		作成責任者		
事業開始年度	昭和22年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	労災管理課		河野 恵子		
会計区分	労働保険特別会計労災勘定								
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第2条の2 石綿による健康被害の救済に関する法律第59条第1項			関係する計画、通知等	-				
主要政策・施策	交通安全対策			主要経費	社会保障				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	労災保険給付は、労働基準法上の事業主の災害補償責任を担保するための制度であり、労働者の業務上の事由又は通勤による負傷、疾病、障害、死亡等に対して、迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行い、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。								
事業概要 (5行程度以内。 別添可)	別添のとおり								
実施方法	直接実施								
予算額・ 執行額 (単位:百万円)		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度要求			
	予算の状況	当初予算	776,066	773,444	767,863	765,344	764,976		
		補正予算	-	-	-	-	-		
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-		
		予備費等	-	-	-	-	-		
		計	776,066	773,444	767,863	765,344	764,976		
平成29・30年度 予算内訳 (単位:百万円)	執行額	751,300	739,968	735,690					
	執行率 (%)	97%	96%	96%					
	当初予算+補正予算に対する執行額の割合 (%)	97%	96%	96%					
	歳出予算目	29年度当初予算	30年度要求	主な増減理由					
	保険給付費	765,344	764,976	給付見込みの減による減					
	計	765,344	764,976						
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 29 年度
	被災労働者等からの請求に基づき、適切な給付を行い、執行実績を適切に予算額に反映させる。	成果目標を予算額、成果実績を実績額として設定する。	成果実績	百万円	751,300	739,968	735,690	-	-
			目標値	百万円	776,066	773,444	767,863	-	765,344
			達成度	%	96.8	95.7	95.8	-	-
根拠として用いた統計・データ名 (出典)	労働保険特別会計歳入歳出決定計算書 労災勘定								
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	26年度	27年度	28年度	29年度 活動見込	30年度 活動見込
	保険給付支払件数	活動実績	件	5,513,567	5,486,221	5,488,119	-	-	
		当初見込み	件	5,427,064	5,327,276	5,475,731	5,471,149	5,476,965	

単位当たり コスト		算出根拠		単位	26年度	27年度	28年度	29年度活動見込						
		本経費は、被災労働者等の請求に基づき支給する保険給付費であり、単位当たりコストの算出にはなじまない。	計算式					-	-					
政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係		政策大目標3 労働災害に被災した労働者等に対し必要な保険給付を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること												
		被災労働者等の迅速かつ公正な保護を図るため、必要な保険給付を行うこと(施策目標Ⅲ－3－1)												
		定量的指標		単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標年度 29 年度					
		脳・心臓疾患事案の請求から決定までの所要日数		実績値	日	183	176	177 (見込)	-					
				目標値	日	180	175	170	170					
		定量的指標		単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標年度 29 年度					
		精神障害事案の請求から決定までの所要日数		実績値	日	224	217	216 (見込)	-					
				目標値	日	230	230	230	230					
		定性的指標	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)									
		-	-	-	施策の進捗状況(実績)									
本事業の成果と上位施策・測定指標との関係														
業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護を図るため、必要な保険給付を行うものであり、施策に寄与している。														
アクション・財政再生成プログラム	改革項目	分野:	-											
	(第一階層) KPI	KPI (第一階層)			単位	計画開始時 - 年度	28年度	29年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度				
					成果実績	-	-	-	-	-				
					目標値	-	-	-	-	-				
	(第二階層) KPI	達成度			%	-	-	-	-	-				
		KPI (第二階層)			単位	計画開始時 - 年度	28年度	29年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度				
					成果実績	-	-	-	-	-				
					目標値	-	-	-	-	-				
					達成度	%	-	-	-	-				
		本事業の成果と改革項目・KPIとの関係												
-														
事業所管部局による点検・改善														
	項目				評価	評価に関する説明								
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。				○	被災労働者等の請求に基づき支給する保険給付費であるため、広く国民のニーズがある。								
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。				○	強制加入保険である労災保険の給付については、労災保険を管掌する国が直接実施すべき事業である。								
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。				○	迅速かつ適正な労災保険給付を行い、被災労働者等の保護を図ることが法律上規定されているため、優先度は高い。								
	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。				-	-								
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。				無									
	競争性のない随意契約となったものはないか。				無									

事業の効率性	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	労働基準法上の事業主の災害補償責任を担保するための制度であることから、受益者との負担関係は妥当である。
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	-	-
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	被災労働者等への保険給付に限定されている。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-
	繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-
事業の有効性	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	-	-
	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	△	目標を下回ったものの、概ね目標に見合った成果実績となっている。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	-
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	見込みに見合った活動実績となっている。
関連事業	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-	-
	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-	-
点検・改善結果	所管府省名	事業番号	事業名
		-	-

#### 外部有識者の所見

過去の実績から判断して必要な予算であると思料される。(長崎 武彦)

#### 行政事業レビュー推進チームの所見

一部の事業内容	成果実績が目標を下回ったことを踏まえ、未達成の要因を分析の上、改善の方向性に記載した事項を着実に実行することにより、事業内容の改善を図ること。
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況	
現状通り	成果実績については、目標を下回ったが、概ね見込とおりの実績となっている。

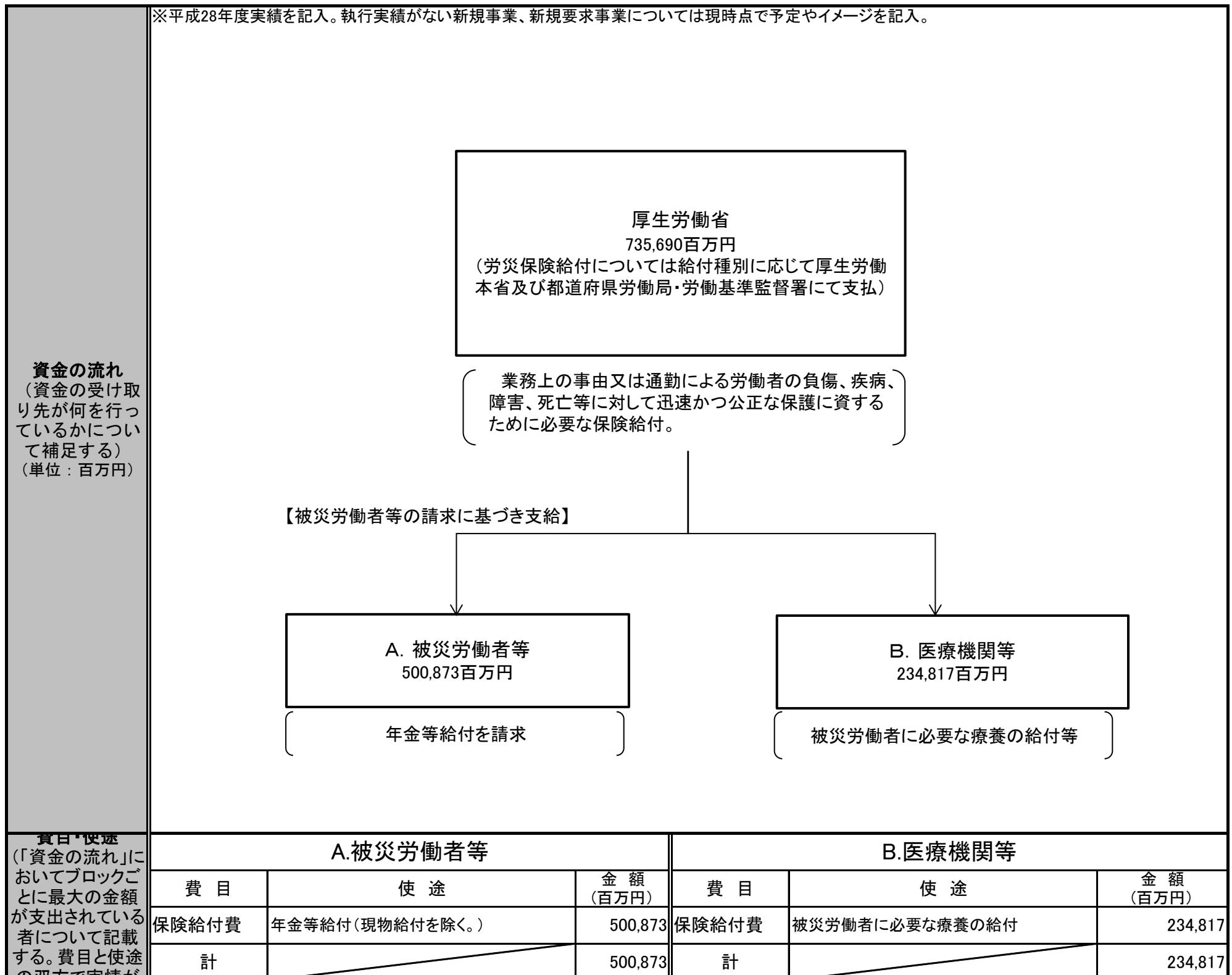
#### 備考

本事業は、労働者災害補償保険法第2条の2等に規定されている労働者災害補償保険事業として政府が実施している労災保険給付(年金(補償)給付及び療養(補償)給付等)に必要な経費であり、1事業である。

#### 関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	657	平成23年度	595	平成24年度	532	
平成25年度	409	平成26年度	420	平成27年度	432	
平成28年度	430					

※平成28年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



### 支出先上位10者リスト

A

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契 約 方 式 等	入 札 者 数 (応募者数)	落 札 率	一 者 応 札・一 者 応 募 又 は 競 争 性 の な い 隨 意 契 約 と な つ た 理 由 及 び 改 善 策 (支 出 額 10 億 円 以 上)
1	被災労働者等	-	被災労働者等に必要な年金等の給付(現物を給付を除く。)	500,873	その他	-	-	-

B

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百 万 円)	契 約 方 式 等	入 札 者 数 (応 募 者 数)	落 札 率	一 者 応 札・一 者 応 募 又 は 競 争 性 の な い 随 意 契 約 と な つた 理 由 及 び 改 善 策 (支 出 額 10 億 円 以 上)
1	医療機関等	-	被災労働者に必要な療養の給付	234,817	その他	-	-	-

## 国庫債務負担行為等による契約先上位10者リスト

## 別添

### 【事業概要】

労働者災害補償保険は、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して、以下の保険給付を支給している。

#### ○療養(補償)給付 : 必要な療養の給付又は療養の費用の支給

#### ○休業(補償)給付 : 休業4日目から、休業1日につき給付基礎日額の60%相当額

#### ○障害(補償)給付

##### ・障害(補償)年金

: 傷病が治ゆ(症状固定)した後に障害等級第1級から第7級までに該当する障害が残ったときに、障害の程度に応じ、給付基礎日額の313日分から131日分の年金

##### ・障害(補償)一時金

: 傷病が治ゆ(症状固定)した後に障害等級第8級から第14級までに該当する障害が残ったときに、障害の程度に応じ、給付基礎日額の503日分から56日分の一時金

#### ○遺族(補償)給付

##### ・遺族(補償)年金

: 死亡した労働者の遺族の数等に応じ、給付基礎日額の245日分から153日分の年金

##### ・遺族(補償)一時金

: ①遺族(補償)年金を受け得る遺族がいない場合、又は②遺族(補償)年金を受けている方が失権し、かつ、他に遺族(補償)年金を受け得る者がいない場合であって、すでに支給された年金の合計額が給付基礎日額の1000日分に満たない場合、給付基礎日額の1000日分の一時金(②の場合はすでに支給した年金の合計額を差し引いた額)

#### ○葬祭料・葬祭給付

##### ・死亡した労働者の葬祭を行う場合、315,000円に給付基礎日額の30日分を加えた額

(その額が給付基礎日額の60日分に満たない場合は、給付基礎日額の60日分)

#### ○傷病(補償)年金

: 傷病が療養開始後1年6か月を経過した日又は同日後において、①傷病が治ゆ(症状固定)していない場合であり、かつ②傷病による障害の程度が傷病等級に該当する場合に、障害の程度に応じ、給付基礎日額の313日分から245日分の年金

#### ○介護(補償)給付

: 障害(補償)年金又は傷病(補償)年金受給者のうち第1級の者又は第2級の者(神経・精神の障害及び胸腹部臓器の障害の者)であって、現に介護を受けている者に対し、①常時介護の場合は、介護の費用として支出した額(ただし、105,130円を上限とする。)、②随時介護の場合は、介護の費用として支出した額(ただし、52,570円を上限とする。)

#### ○二次健康診断等給付

: 事業主の行う健康診断等のうち直近のもの(一次健康診断)において、①検査を受けた労働者が、血液検査、血中脂質検査、血糖検査、腹囲又はBMI(肥満度)の測定のすべての検査において異常の所見があると診断されており、かつ②脳血管疾患又は心臓疾患の症状を有していないと認められる場合に、二次健康診断及び特定保健指導の給付

また、石綿による健康被害の救済に関する法律(石綿健康被害救済法)に基づき、労働者又は特別加入者であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫等の指定疾病等にかかり、これにより死亡した者の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した場合に、以下の特別遺族給付金を支給している。

#### ○特別遺族給付金

##### ・特別遺族年金

: 死亡した労働者の遺族の数に応じ、330万円から240万円の年金

##### ・特別遺族一時金

: ①石綿健康被害救済法施行日において、特別遺族年金の受給権者がいないとき、又は②特別遺族年金の受給権者がなくなった場合で、すでに支給された特別遺族年金の額が、①の場合に支給されることとなる特別遺族一時金の額未満のときに、1,200万円の一時金(②の場合はすでに支給した年金の合計額を差し引いた額)